

平成23年5月17日

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育庁保健体育課長

公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

このことについて，文部科学省スポーツ・青少年局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては，適切に事務処理されるようお願いいたします。

問い合わせ先

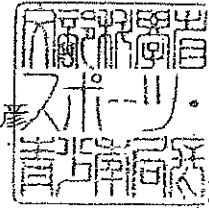
担 当：健康教育係 大平

電 話 099-286-5316

23文科ス第153号  
平成23年5月6日

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省スポーツ・青少年局長  
布村 幸彦



(印影印刷)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成23年政令第122号）」が施行されました。

概要は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市町村教育委員会等関係機関に対し御周知くださいますよう併せてお願いします。

#### 記

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令について

#### （改正の趣旨）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者に係る死亡の推定について定めるものである。

#### （改正の内容）

東北地方太平洋沖地震による災害によって行方不明となった者について、

- ① 3箇月間生死が分からない場合
- ② 死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族補償、葬祭補償、障害補償年金差額一時金、未支給の補償に関する規定の適用に当たっては、地震の発生日（平成23年3月11日）に死亡したものと推定する。

#### 【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課企画・健康教育係  
TEL：03-5253-4111（内線2695）  
FAX：03-6734-3794  
e-mail：gakkoken@mext.go.jp

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百二十二号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者に係る死亡の推定）

第五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三箇月間分らない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、遺族補償、葬祭補償及び障害補償年金差額一時金並びに第二十条第一項の規定による補償の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は死亡したものと推定する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣 高木 義明  
内閣総理大臣 菅 直人

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照表

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）（抄）

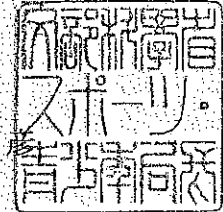
（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則 （東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者に係る死亡の推定）</p> <p>第五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三箇月間分からない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族補償、葬祭補償及び障害補償年金差額一時金並びに第二十条第一項の規定による補償の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は死亡したものと推定する。</p>	<p>（新設）</p>

23文科ス第2号  
平成23年4月1日

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省スポーツ・青少年局長  
布村 幸



(印影印刷)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成23年政令第34号）」が施行されました。

また、別添2のとおり、平成23年文部科学省告示第64号（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令等の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件）が、さらに、別添3のとおり、平成23年文部科学省告示第68号（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件）がそれぞれ告示されました。

概要は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市町村教育委員会等関係機関に対し御周知くださいますよう併せてお願いします。

記

1. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令について

（改正の趣旨）

「人事院規則一六一〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（平成23年人事院規則一六一〇-五三）」により、国家公務員の介護補償の額の引下げが行われたことに伴うものである。

（改正の内容）

- ・介護補償の額を引き下げること。（第6条の2第2項関係）

2. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令等の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件について

(告示の内容)

平成23年4月1日以降に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金並びに平成2年10月1日から平成23年3月31日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額の計算に用いる率を定めたこと。

3. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件について

(告示の内容)

平成23年4月1日以降に支給する長期療養者の休業補償に係る補償基礎額及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定めたこと。

**【本件照会先】**

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課企画・健康教育係  
TEL：03-5253-4111（内線2695）  
FAX：03-6734-3794  
e-mail：gakkoken@mext.go.jp

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第三十四号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十一年法律第四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同項第三号中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第六条の二第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣 高木 義明  
内閣総理大臣 菅 直人

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令新旧対照条文

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(介護補償)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十萬四千七百三十円を超えるときは、十萬四千七百三十円）</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が五萬六千七百九十円以下である場合に限る。） <u>五萬六千七百九十円</u></p> <p>三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十萬四千九百六十円を超えるときは、十萬四千九百六十円）</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が五萬六千九百三十円以下である場合に限る。） <u>五萬六千九百三十円</u></p> <p>三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学</p>



省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する  
場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介  
護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月にお  
ける介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千三百七  
十円を超えるときは、五万二千三百七十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者  
による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出  
して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用と  
して支出された額が二万八千四百円以下であるときに限る。）二万  
八千四百円

省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する  
場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介  
護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月にお  
ける介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千四百八  
十円を超えるときは、五万二千四百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者  
による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出  
して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用と  
して支出された額が二万八千四百七十円以下であるときに限る。）二万八千四百七十円

## ○文部科学省告示第六十四号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

文部科学大臣 高木 義明



平成十九年 四月一日か ら平成二十 一年三月三 十日まで	平成二十年 四月一日か ら平成二十 一年三月三 十日まで	平成二十一年 四月一日か ら平成二十 二年三月三 十日まで	平成二十二年 四月一日か ら平成二十 三年三月三 十日まで	平成二十三年 四月一日か ら平成二十 四年三月三 十日まで	平成二十四年 四月一日か ら平成二十 五年三月三 十日まで	平成二十五年 四月一日か ら平成二十 六年三月三 十日まで	平成二十六年 四月一日か ら平成二十 七年三月三 十日まで
学校医及び学 校歯科医師の 率	学校医及び学 校歯科医師の 率	学校医及び学 校歯科医師の 率	学校医及び学 校歯科医師の 率	学校医及び学 校歯科医師の 率	学校医及び学 校歯科医師の 率	学校医及び学 校歯科医師の 率	学校医及び学 校歯科医師の 率
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金は、障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十二年十月から平成二十三年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三十一日まで支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

○文部科学省告示第六十八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

平成二十三年四月一日

文部科学大臣 高木 義明

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	四、九二〇円	一一、七五〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、五六五円	一三、〇二八円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇九〇円	一六、〇三八円
三十五歳以上四十歳未満	六、五三九円	一八、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四九円	二一、〇六五円
四十五歳以上五十歳未満	六、六八八円	二一、七五〇円
五十歳以上五十五歳未満	六、二七四円	二四、四〇九円
五十五歳以上六十歳未満	五、五四九円	二一、一八三円
六十歳以上六十五歳未満	四、六二九円	二〇、七五四円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一五、二二七円
七十歳以上	三、九四〇円	二一、七五〇円

附則

この告示は、公布の日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。